令和３年第９回８月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時　　令和３年８月10日(火)　午後２時00分から午後２時32分
2. 開催場所　　旧制木造中学校講堂
3. 出席委員数　 36人中､34人出席
4. 出席委員名

1.田戸岡　誠	2.古坂　勇樹	3.太田　善造	4.三橋　衛	5.工藤　育江
6.野宮富喜子	8.新岡 亮	7.笠井　正己	9.吉田　秀美	10.菊池　昭二
11.葛西　勝久	12.秋田谷廣次	13.工藤しのぶ	14.成田　金春	15.杉森　広宣
16.今　　輝義	17.鎌田　　誠	18.福井　清光	20.三橋　弘	21.斉藤　鉄男
22.成田　清繁	23.長谷川一幸	24.工藤　恒實	25.長谷川 秀樹	26.小山内　壽
27.藤本　正彦	28.工藤　正樹	30.福井二三夫	31.工藤　宰	32.横山　治彦
33.山本　康樹	34.神　　文敏	35.羽場　晃	36.浅見　春樹	計 34人

5. 欠席委員名　　19.盛 行春、29.稲葉　武彦　計２人

6. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　提出議案の上程
報告第１１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第４６号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４７号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第４８号　農地に該当するか否かの判断について
議案第４９号　農用地利用集積計画の決定について
議案第５０号　農用地利用集積計画の決定について

第４　諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長：吉田　真也	次　長：佐藤　公俊	農政係長：工藤　正輝
主　　幹：成田　圭吾	主　査：小笠原　瞳	主　　事：吉田　純也
主　　事：西巻　塁斗	計７人	

8. 会議の概要

事務局長(吉田真也)

定刻になりましたので､｢令和３年第９回(８月)つがる市農業委員会総会｣を開会致します｡開会にあたり､会長から挨拶がございます｡

会長あいさつ（山本康樹）

皆様におかれましてはご多忙中のところ、お集りいただきありがとうございます。

全国的に新型コロナウイルス感染者が増え続け、これからお盆を迎え県内外から帰省する方が増えることと思います。委員の中ではすでにワクチン接種を２回終わられた方もいらっしゃると思いますが、最近はデルタ株という非常に感染力の高い変異株が流行

していますので、今一度、自ら感染対策を徹底し感染しないよう注意していきましょう。
本日も皆様方から活発な意見が出されますようお願い致しまして簡単ではありますが、開会の挨拶と致します。

事務局長（吉田真也）
それでは、農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議　長(山本康樹会長)
ただいまの出席委員は、３６名中３４名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議　長（山本康樹会長）
これより議事に入ります。まず議事日程第１の議事録署名委員の選任を行います。
「つがる市農業委員会会議規則」第１３条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議　長(山本康樹会長)
ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には 13 番工藤しのぶ委員、14 番成田金春委員を指名いたします。

次に議事日程第２の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議　長（山本康樹会長）
ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第３の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

議　長（山本康樹会長）
それでは、これより議事日程第３の提出議案等の上程を行います。
提出議案は、お手元に配布のとおりであります。
報告第１１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第４６号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４７号 農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第４８号　農地に該当するか否かの判断について

議案第４９号　農用地利用集積計画の決定について
議案第５０号　農用地利用集積計画の決定について

以上、報告１件　議案５件　計６件を上程致します。

議 長 （山本康樹会長）
　はじめに、「報告第１１号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

１ページをお開きください。報告第１１号について説明いたします。「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第６８条第１項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和３年８月１０日提出、つがる市農業委員会会長。
報告第１１号は、番号１４３番から６ページ１５７番までの１５件です。解約は田が１５件で面積は９１，８２４㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。
以上で報告を終わります。

議 長（山本康樹会長）
　報告については、以上のとおりと致します。

議 長（山本康樹会長）
　次に、「議案第４６号農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）
７ページをお開きください。議案第４６号について説明いたします。「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和３年８月１０日提出、つがる市農業委員会会長。
議案第４６号は、１６６番から１２ページの１７４番までの９件です。内訳は、所有権移転の「一般の売買」が２件で、田が１０，４５８㎡、畑が４７４㎡です。「贈与」が６件で、田が４６，９０２㎡、畑が１０，４６２㎡です。
また、貸借権の設定が１件で、田が２８，４９４㎡です。全案件とも別添の農地法第３条調査書１ページから３ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。
次に、売買価格について説明します。７ページ、１６６番の田は総額３０万円、１０ａ当り約６万９千円、１６７番の田と畑は総額１２０万円です。以上で説明を終わります。

議 長（山本康樹会長）
　説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第４６号の質疑を終結致します。これより、議案第４６号を採決致します。おはかり致します。議案第４６号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４６号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（山本康樹会長）

次に、「議案第４７号農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

１３ページをお開きください。議案第４７号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第５条第３項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和３年８月１０日提出、つがる市農業委員会会長。

番号１７番の申請地は、森田町の田１筆で面積が２５１㎡です。住宅を新築するための申請です。周辺は農地や宅地、雑種地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。

続いて、番号１８番と１９番の申請地は、豊富町の田４筆で面積が合計で１０，８２７㎡です。

番号１８番の農地が砂質土となっており、良質土と入替え整地するため、番号１９番は、その砂を運搬する通路として使用するため、借受人による１年間の使用貸借権設定の一時転用です。

一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（山本康樹会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。８番新岡亮委員、報告をお願い致します。

（８番新岡亮委員が報告）

現地確認の報告をいたします。本日午前９時３０分より、「１６」番「今」委員と私「８」番 「新岡」、 事務局長と吉田主事の４人で確認してまいりました。

１３ページ番号１７番の申請の場所は、陸奥森田駅より東に約４００ｍに位置し、

周辺は農地や宅地、雑種地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に、番号１８番と１９番の申請の場所は、つがる市役所車力出張所より北に約７００ｍに位置し、周辺は山林であり、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（山本康樹会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第４７号の質疑を終結致します。これより、議案第４７号を採決致します。おはかり致します。議案第４７号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４７号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（山本康樹会長）

次に「議案第４８号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

１４ページをご覧ください。議案第４８号農地に該当するか否かの判断について耕作放棄地に係る農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和３年８月１０日提出、つがる市農業委員会会長。

１５ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。みなさまのお手元に、現地調査報告書を配布しております。地区ごとに農業委員３名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しております。

内訳としましては、木造地区、畑が１筆で面積が１４，４５７㎡です。次に１６ページの森田地区、田が８２９㎡、畑が４筆で面積が１８，９７３㎡です。

以上となっており、本日の総会で承認された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定でおります。以上で説明を終わります。

議 長（山本康樹会長）

説明が終わりました。農業委員３名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させ

ております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第４８号の質疑を終結致します。これより、議案第４８号を採決致します。おはかり致します。議案第４８号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第４８号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議 長（山本康樹会長）

次に、「議案第４９号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは１７ページをお開きください。議案第４９号について説明いたします。「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和３年８月１０日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第４９号は、１７ページ 番号２６４番から、３１ページ 番号２９３番までです。内訳ですが、「農地中間管理機構を通しての賃貸借」で、田が１件、面積が合計３，５６４㎡です。

次に、「新規の賃貸借」で、田が１５件、畑が１件、 面積が合計１０４，９２４㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、田が１件、 面積が合計５，１３１㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が１２件、面積が合計１５１，７４７㎡です。

議案第４９号の合計としまして、田が２９件、畑が１件、合計３０件、面積が合計２６５，３６６㎡です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第４９号の質疑を終結致します。これより、議案第４９号を採決致します。おはかり致します。議案第４９号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４９号は、原案のとおり決定致しました。

議 長（山本康樹会長）

次に、「議案第５０号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、１２番秋田谷廣次委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（１２番　秋田谷廣次委員が退席）

議 長（山本康樹会長）

それでは、議案第５０号について説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは３２ページをお開きください。議案第５０号について説明いたします。「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和３年８月１０日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第５０号は、３２ページ 番号９２９番です。内訳ですが、「再設定の賃貸借」で、田が１件、面積が合計２７，９１２㎡です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第５０号の質疑を終結致します。これより、議案第５０号を採決致します。おはかり致します。議案第５０号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第５０号は、原案のとおり決定致しました。

１２番 秋田谷廣次委員、入室願います。

（１２番 秋田谷廣次委員が入室し着席）

議 長（山本康樹会長）

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

（吉田事務局長説明）

１．次期総会日程（案）について

１） 日　　時　　令和３年９月３日(金)　午後２時００分より
　　場　　所　　旧制木造中学校講堂

２） 日　　時　　令和３年１０月１２日(火)　午後２時００分より
　　場　　所　　旧制木造中学校講堂

２．事務連絡

１）「農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度」の加入について
（佐藤次長）

２）タブレットの導入について　（佐藤次長）

３）農用地のあっせんのお願いについて（成田主幹）

４）農地利用最適化業務活動日誌の提出について（小笠原主査）

議　長（山本康樹会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。これで令和３年第９回（８月）つがる市農業委員会総会を閉会致します。

（午後２時３２分）